

|                                                                                                 |                  |     |               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|-----|---------------|
| 判決年月日                                                                                           | 平成２６年３月１０日       | 担当部 | 知的財産高等裁判所 第２部 |
| 事 件 番 号                                                                                         | 平成２５年（行ケ）第１０１１７号 |     |               |
| ○ 審決が、原告の出願した「蛍光体およびそれを用いた発光装置」という名称の発明につき、不明確、実施不可能を理由に拒絶査定不服審判請求を不成立としたのは、誤りであるとして審決が取り消された事例 |                  |     |               |

（関連条文）特許法36条6項2号，4項1号

本願発明は、蛍光体を用いた発光装置に関するものである。請求項には、「斜方晶系」に属し、一般式「 $(M_{1-x}R_x)_{3-y}M^1_{3+z}M^2_{13-z}O_{2+u}N_{21-w}$ （MはCaおよびSrから選択される少なくとも1種の元素であり、 $M^1$ はAlであり、 $M^2$ はSiであり、RはEuであり、 $0 < x \leq 1$ ， $-0.1 \leq y \leq 0.15$ ， $-1 \leq z \leq 1$ ， $-1 < u - w \leq 1$ である）」という組成を有するという構成Ⅰ， $Sr_3Al_3Si_{13}O_2N_{21}$ 属結晶のAl-N及びSi-Nの長さが基本構造となる $Sr_3Al_3Si_{13}O_2N_{21}$ との比較で「 $\pm 15\%$ 以内」であるという構成Ⅱ，「XRDプロファイルの回折ピークのうちの回折強度の強い10本のピーク位置」が、上記基本構造のそれと一致するという構成Ⅲが発明特定事項として含まれている。

審決は、①本願明細書には、上記一般式の各変数の連関が記載されておらず、実施例及び比較例における蛍光体は、各原子の組成比につき化学量論的な関係が成立しないから、上記一般式がいかなる化合物を意味するのか、技術的に不明である、②本願明細書の図面上Srの原子の位置にずれがあるから「斜方晶系」であることにつき技術的な根拠が存するとは認められないとして、本願発明は明確性要件を欠くと判断した。また、i)  $Sr_3Al_3Si_{13}O_2N_{21}$ 属結晶は、斜方晶系に属するとは認められず、いかにして斜方晶系の一般式の組成の結晶を含む蛍光体を製造するのか、当業者においても不明である、ii) 本願明細書には、基本構造と同属結晶の各化学結合の長さ、格子定数及び原子座標、化学結合の長さの具体的算出方法等について記載されていないから、構成Ⅱを具備するか否か判別できない、iii) 実施例1以外のXRDプロファイルが記載されていないし、XRDの具体的測定条件につき記載されていないから、構成Ⅲを具備するか否か判別できないとして、本願発明は実施可能要件を欠くと判断した。

争点は、明確性要件及び実施可能要件についての判断の当否である。

本判決は、概要、以下のとおり判示し、審決を取り消した。

まず、明確性の点については、蛍光体を含め、無機化合物において、格子欠陥等のためにその組成比が不定比のものが存在すること、無機化合物は、定常状態ではその全体の電荷バランスが中性であり、無機化合物を構成する各原子の原子価と組成比との積の総和が、実質的にゼロとなっていることは、技術常識であり、組成比が不定比となる場

合には、各原子の原子価が自然数とはならない。本願明細書の記載によると、実施例で、実際に蛍光体が合成されているが、不定比組成で、各原子の原子価は自然数ではなく、その具体的な数値は不明であるものの、蛍光体の電荷バランスが中性となるように組成比が選択され、化学量論的に成立したものとなっていると解される。したがって、本願発明において、各原子の各変数が相互にどのようにに関連するか特定されていないとしても、上記一般式が、いかなる化合物を意味するのか不明とはいえない。また、 $Sr$ の原子のずれは単位格子内におけるもので、当該単位格子が斜方晶系であることと矛盾しない。よって、審決の判断は誤りである。

次に、実施可能要件の点については、基本構造が斜方晶系に属さないことを前提として実施不可能とする被告の主張は前提を誤ったものである。また、構成Ⅱについては、結晶構造の同一性を判断するためには、それぞれの結晶における対応する化学結合について長さを比較しなければ技術的意味がないから、対応する化学結合の長さを比較することを意味するのは明らかである。そして、化学結合の具体的な数値や求め方については、単結晶XRD及び粉末XRDによる測定結果に基づいて格子定数及び原子座標を求め、三平方の定理により当該結合の長さを求めることができることは、明細書に記載するまでもなく、当業者にとっての技術常識である。したがって、本願明細書の記載に基づいて、構成Ⅱの具備を判別することは、当業者であれば容易に実施できる。さらに、構成Ⅲについては、本願明細書に実施例1以外のXRDプロファイルは明記されていないが、粉末XRDプロファイルを用いることはそのXRDプロファイルの形状から明らかであり、基本構造と同属結晶の両方について、粉末XRDプロファイルを得た上で、構成Ⅲの充足を判別することは、当業者であれば容易に実施できる。よって、審決の判断は誤りである。